

2024年6月15日

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)
中部センター所長 上町 透 様

特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター

なごや地球ひろば施設利用不承認に関する公開質問状

【経緯】

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター（以下、名古屋 NGO センター）は 2023 年 9 月、事前の打診を経て、西サハラに関する講演会の会場として独立行政法人国際協力機構（JICA）中部センター（以下、JICA 中部）が管理するなごや地球ひろばのセミナールームの施設利用申請を行いました。これに対して JICA 中部より、「政治活動」その他を理由として施設利用を不承認とするメールを受け取りました。

名古屋 NGO センターは「政治活動」を理由とする施設利用不承認は不当であるとの立場から、JICA 中部との間に 10 月と 11 月の 2 回にわたり話し合いを持ちました。10 月の話し合いにおいて、公共施設における「政治活動」については社会教育法第 23 条第 1 項二の規定により、特定の政党の利害に関する事業を指すことを示し、なごや地球ひろば利用のルールにおける「政治活動」の定義を明確にするよう申し入れました。同時に、利用不承認の通知がメールで行われたことを指摘し、なごや地球ひろばのウェブサイトの記事に従い「施設利用不承認書（以下、不承認書）」を送付するよう申し入れました。

11 月の 2 回目の話し合いにおいて、JICA 中部は「政治活動」の定義は確認できなかった旨の回答を行うと同時に、不承認の理由として不動産管理細則第 27 条第 1 項

(5)「その他不動産管理役等が不相当と認めるもの」を提示しました。「政治活動」の定義が確認できないのであれば不承認の決定は取り消されるべきであり、なごや地球ひろば利用のルールではなく不動産管理細則に基づいて不承認としたことは理由が不適切であることを指摘し、このような理由による不承認は承服しがたく、不承認を撤回するよう申し入れを行いました。

これに対して JICA 中部は、不承認は JICA 本部及び外務省と協議して決めたことであり撤回できないとの答弁を行いました。名古屋 NGO センターとしてあらためて不承認書の送付を申し入れて話し合いは終了しました。

JICA 中部所長名による不承認書が名古屋 NGO センターに届いたのは年をまたいだ 2024 年 2 月中旬でした。不承認の理由として「他国もしくは国際機関との間における機構の業務遂行の妨げとなるおそれがあるため」と記され、納得できる理由の説明はなく、受け入れることができない内容でした。

表現の自由は憲法 21 条によって保障された権利であり、表現の自由に制限を課すには何人も納得できる、合理的で具体的な理由の提示が必要です。あいまいな理由による今回の利用不承認の決定は、公共空間における市民の表現の自由を侵害するものにほかなりません。

こうした経緯を受け、名古屋 NGO センターは総会での議決に基づいて、JICA 中部

に対して、以下の質問にお答えいただきたく、公開質問状を送付いたします。期限を切って恐縮ですが、本質問状を受け取ってから2週間以内に文書でご回答をいただきますよう、お願いいたします。

【質問項目】

1. 当初、不承認の根拠として地球ひろば利用のルールで「政治活動」を示していたが、後に不動産管理細則に変更した理由とその経緯についてご説明いただきたい。
2. 施設利用不承認書の送付に5か月間を要した理由についてご説明いただきたい。
3. 施設利用不承認書の撤回は今からでも可能だが、その意向はないかお答えいただきたい。
4. 施設利用不承認書に「他国若しくは国際機関」とあるが、それぞれ具体的にどの国と国際機関を指しているのかご説明いただきたい。
5. 施設利用不承認書に「業務執行の妨げになるおそれ」とあるが、どのような業務がどのように妨げられる可能性があるのかご説明いただきたい。
6. 公の施設であるなごや地球ひろばを利用する市民の表現の自由について、JICA中部はどのような見解をお持ちかお聞かせいただきたい。

【おわりに】

特定非営利活動法人名古屋 NGO センターは、その前身である第三世界交流センターの設立メンバーであり東ティモール独立運動を支援した故ステファニ・レナト氏らの意志を引き継ぎ、平和で自由と平等の権利が守られる社会をめざして活動に取り組んでいます。

西サハラの非植民地化と難民の人権について学ぶことは名古屋 NGO センターの基本理念に則った活動です。

西サハラはスペインから独立する途中、1975年以來、モロッコの占領下にあります。モロッコは、国際司法裁判所が1975年に出した同国の西サハラに対する領土主権を否定する勧告的意見を無視して西サハラに侵攻しました。国連総会では1978年以後、西サハラの独立の権利と自治権を支持する決議が一貫して採択されています（日本は棄権）、国連安全保障理事会が1991年に決議した西サハラにおける住民投票は未だに実施されていません。西サハラは国連総会の非植民地化特別委員会の「非自治地域」リストに登録されています。モロッコ占領下の西サハラでは市民に対する人権侵害が多発し、難民キャンプでの苦難の生活は50年に及ぼうとしています。こうした事実は日本ではあまり知られておらず、学ぶ意義があります。

JICA中部が運営するなごや地球ひろばは中部地域の国際協力活動を推進する上で、情報発信や国際交流イベントの場として大きな役割を期待されています。今回、名古屋 NGO センターの主催する西サハラに関する講演会がなごや地球ひろばでの開催を拒否されたことは、国際協力活動に携わる市民の間で大きな驚きとショックをもって受け止められています。なによりも、人権や難民について学ぼうとする市民の活動が、国際協力の推進を図る JICA によって拒否された意味は大きいと考えます。

以上のことを踏まえて、JICA 中部及び JICA 全体において今後、二度と今回のようなことがないよう、市民の表現の自由を最大限尊重する対応をしていただきたく、ここに意見を表明いたします。

以上